

○一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構定款

〔平成 23 年 6 月 27 日〕
定 款 第 1 号

改正 平成 25 年 3 月 13 日定款第 1 号
平成 25 年 10 月 25 日定款第 1 号
平成 26 年 6 月 30 日定款第 1 号
平成 27 年 3 月 17 日定款第 1 号

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市中央通二丁目 8 番 21 号に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第 3 条 この法人は、会員である岩手県内市町村等の職員及びその家族の福利厚生 of 充実と退職後の福祉の増進等、会員に共通する利益を図る活動を行うとともに、市町村行政の円滑かつ能率的運営に寄与し、もって地方自治の振興と住民福祉の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地方自治の振興及び住民福祉の向上に寄与する事業
 - (2) 会員である岩手県内市町村等職員及びその家族を対象とする共済事業とその他福利厚生に関する事業
 - (3) 会員である岩手県内市町村等職員のみを対象とする貸付事業
 - (4) 岩手県内市町村等職員であった会員及びその配偶者を対象とする共済事業とその他福祉に関する事業
 - (5) 保健施設、団体保険等事業及び貸事務所等に関する収益事業
 - (6) 教育の機会均等及び人材育成に寄与する事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業の詳細については、評議員会又は理事会の決議により別に定める。

(事 業 年 度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で定めた別表に掲げる財産とする。
- 3 その他の財産は、理事会で定めた財産とする。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める財産管理運用規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経たうえで、評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置くものとする。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議及び評議員会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に定める書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 この法人は、前項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表の要旨を官報に掲載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(剰余金の処分制限)

第13条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数等)

第15条 この法人に、評議員3名以上18名以内を置く。

2 評議員のうち1名を議長、1名を副議長とする。

(評議員の選任)

第16条 評議員の選任は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により行う。

(1) 市町村長

市町村長である現職会員による選挙

(2) 市町村長以外の現職会員

市町村長以外の現職会員による選挙

(3) 退職会員（前2号の会員を除く。）

岩手県市町村職員退職者の会会長による推薦

2 評議員の選任に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員の選任に関する規則によるものとする。

3 前条第2項に規定する議長及び副議長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の解任)

第17条 評議員の解任は、評議員会の決議により行う。

(評議員の権限)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画する

ほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第 19 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 15 条第 1 項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 20 条 評議員の報酬及びその職務を行うために要する費用の支払いについては、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

第 2 節 評議員会

(評議員会の組織及び権限)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員報酬及び費用の額の決定並びにその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 24 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(評議員会の種類及び開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は事業年度開始前に開催するほか、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(評議員会の招集)

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の招集通知)

第 24 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第 25 条 評議員会の議長は、第 15 条第 2 項に規定する議長がこれに当たる。議長に事故あるとき又は欠けたときは、同項に規定する副議長がこれに代わる。

(評議員会の定足数)

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(評議員会の決議)

第 27 条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法」という。）第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 31 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(評議員会の決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法第197条で準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第32条 理事は、次に掲げる候補者の区分に応じ、当該各号に定める人数を、評議員会の決議によって選任する。

- (1) 市長である現職会員のうちから推薦された者 1人
 - (2) 町村長である現職会員のうちから推薦された者 2人
 - (3) 市町村長以外の現職会員のうち、評議員から推薦された者 3人
 - (4) この法人の使用人である者 1人
- 2 監事は、次に掲げる候補者の区分に応じ、当該各号に定める人数を評議員会の決議によって選任する。
- (1) 町村長である現職会員のうちから推薦された者 1人
 - (2) 市町村長以外の現職会員のうち、評議員から推薦された者 1人
 - (3) 東北税理士会岩手県支部連合会から推薦された者 1人
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は理事会において選定する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- (2) この法人の業務及び財産の状況の調査、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等の監査を行う。
- (3) 定時評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- (4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、かつ、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第 31 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 36 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 37 条 役員報酬及びその職務を行うために要する費用の支払いについては、評議員会

の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

(理事の取引の制限)

第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第50条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 39 条 この法人は、役員的一般法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限度とする契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 2 節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第 40 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(理事会の権限)

第 41 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な使用人の選任及び解任
 - (2) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (3) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための

体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

- (4) 第 39 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(理事会の開催)

第 42 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、かつ、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 34 条第 6 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第 43 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の規定により請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、かつ、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする日に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 44 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第 45 条 理事会は、理事の過半数及び監事の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第 46 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第 47 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の報告の省略)

第 48 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 33 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第 50 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的並びに第 16 条第 1 項に規定する評議員の選任及び第 17 条に規定する評議員の解任の方法については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議を経て、第 3 条に規定する目的並びに第 16 条第 1 項に規定する評議員の選任及び第 17 条に規定する評議員の解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第 52 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 53 条 この法人は、一般法第 202 条に規定する事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の目的を有する他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 6 章 事務局

(設置等)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (3) 事業報告書及び正味財産増減計算書等
 - (4) 監査報告書
 - (5) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 59 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 7 章 会員及び経費の負担

(会 員)

第 57 条 この法人の会員は、現職会員、特定会員、退職会員及び配偶者会員とする。

- 2 会員は、この法人の目的、事業の推進に協力するものとする。

(現職会員)

第 57 条の 2 前条第 1 項に規定する現職会員は、次の団体（以下「所属所」という。）に常時勤務する役職員及び当該職員であった者で公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき公益法人等へ派遣されている職員とする。

- (1) 岩手県内の市町村
 - (2) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条第 3 項に規定する一部事務組合等及び同条第 4 項に規定する特定地方独立行政法人
 - (3) 岩手県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）
 - (4) 岩手県町村会
 - (5) 岩手県町村議会議長会
 - (6) 岩手県国民健康保険団体連合会
 - (7) 岩手県自治体労働組合総連合
 - (8) この法人
- 2 前項第 1 号から第 3 号に定める所属所の現職会員は、共済組合の組合員とされる者に限る。
- 3 前 2 項に掲げる者のほか、この法人の役員（定款第 32 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 2

号の規定により選任された者に限る。)又は評議員(定款第16条第1項第2号の規定により選任された者に限る。)である者が、所属所を退職した後もこの法人の役員又は評議員に就任している間は、本人の申し出により現職会員の資格を付与することができる。

(特定会員)

第57条の3 現職会員は申し出を行うことにより、50歳に達した日(50歳を超えて現職会員となった者については、現職会員となった日の前日)の属する会計年度の次年度の4月1日(以下「特定会員資格取得日」という。)から第57条第1項に規定する特定会員の資格を取得する。ただし、50歳に達した日の属する会計年度中に退職した者が、退職した日から起算して20日を経過する日までに、この法人の会員に関する規程第30条の適用を受けることを申し出た場合は、退職の日に特定会員の資格を取得したものとみなす。

2 前項本文の規定による申し出を行わなかった者については、当該特定会員資格取得日以降、特定会員の資格を取得できないものとする。

(退職会員)

第57条の4 特定会員で、現職会員資格喪失日(退職後引き続き地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条若しくは第4条の規定により採用された場合は、その採用の日)の前日(死亡により退職した場合を除く)から起算して20日を経過する日までに、退職会員となる旨をこの法人に申し出た者は、現職会員資格喪失日から、第57条第1項に規定する退職会員の資格を取得する。

(配偶者会員)

第57条の5 退職会員が、前条の申し出を行う場合、その配偶者(現職会員、特定会員及び退職会員である者を除く。以下この条において同じ。)を配偶者会員とする旨をこの法人に申し出たときは、その退職会員の資格取得日と同日から、その配偶者は第57条第1項に規定する配偶者会員の資格を取得するものとする。ただし、特定会員が死亡により退職した場合であって、その配偶者が、その死亡退職の日から起算して20日を経過する日までに、配偶者会員となる旨をこの法人に申し出たときは、その配偶者はその死亡退職の日の翌日から、配偶者会員の資格を取得するものとする。

2 前項の配偶者が次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず配偶者会員の資格を取得できないものとする。

- (1) 第57条の3の規定により特定会員の資格を取得しなかった者。
- (2) この法人の会員に関する規程第11条第2号の規定により資格喪失した者。

(経費の負担)

第58条 この法人の事業活動に生じる費用に充てるため、現職会員及び現職会員の事業主(以下、この条において「事業主」という。)並びに特定会員、退職会員及び配偶者会員は、評議員会の決議により別に定める費用を負担しなければならない。

- 2 現職会員及び事業主から徴収する経費の負担割合は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 5 分の 4 を超える決議がなければ、これを変更することはできない。
- 3 この法人が、事業主に新たな財政負担を課そうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 59 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 60 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 61 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第 9 章 補 則

(委 任)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事	田 村 正 彦	鈴 木 重 男	水 上 信 宏
	佐 藤 一 則	高 橋 昭 博	花 輪 政 文
	石 田 彰		

監 事 菅 原 正 義 岩 崎 郁 朗 岩 根 修 象

4 この法人の最初の理事長は岩手県八幡平市平館第4地割26番地 田村正彦、副理事長は岩手県岩手郡葛巻町葛巻第29地割26番地 鈴木重男、常務理事は石田彰とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山 内 隆 文	高 橋 敏 彦	勝 部 修	藤 原 孝
沼 崎 喜 一	小 田 祐 士	戸 来 亨	遠 藤 幸 宏
高 橋 宏 明	中 野 盛 夫	高 橋 哲 也	平 野 明 紀
小野寺 栄 悦	千 葉 義 昭	唐 芳 晃 司	袈 岩 邦 行
石 杜 尚	後 藤 孝 毅		

6 この定款の施行の際、現に旧財団法人岩手県市町村職員互助会互助年金規程（昭和61年規程第5号）の適用を受ける者が存する場合は、なおその効力を有する。

7 この定款の施行の際、現に旧財団法人岩手県市町村職員互助会貸付規程（昭和63年規程第3号）の適用を受ける者が存する場合は、なおその効力を有する。

8 50歳に達する日が平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に属する現職会員及び平成23年4月2日から平成25年4月1日の間に50歳を超えて現職会員となった者で、第57条の3に規定する特定会員資格取得にかかる申し出を行わなかった者については、平成26年2月末日までに、同申し出を行うことにより、平成26年4月1日から第57条第1項に規定する特定会員の資格を取得できるものとする。なお、この場合における特定会員の掛金については、この法人の会員に関する規程第24条の規定を適用するものとする。

附 則（平成25年3月13日定款第1号）

この変更は、平成25年3月13日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

附 則（平成25年10月25日定款第1号）

この変更は、平成25年10月25日から適用する。

附 則（平成26年6月30日定款第1号）

この変更は、平成26年6月30日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

附 則（平成27年3月17日定款第1号）

この変更は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第 6 条関係）

財産種別	預入先・金額
定期預金	株式会社岩手銀行本店営業部 1 億円